東大和市審理員 伊野宮 崇 殿

反論書

審查請求人 榎本 清

審査請求(2市審第1号)に関する令和3年4月14日付の処分庁の弁明書に対して、下記のと おり反論する。

1 反論の意図と趣旨

処分者の弁明が事実と異なることを証明し、改めて処分の撤回と謝罪を厳重に要請する。

2 弁明書記載事実の認否

- (1)「3 本件処分に至るまでの経緯」については、事実経過に関する時間的な差異はあるものの、大筋では認める。ただし、ことさらに付け加えた2頁最終段落については、日常的に実体化していることであり、特定の意図を感じざるを得ないことを付け加えておく。
- (2)「5 理由」の(1)~(4)については認める。(5)以降については争う。とりわけ (6)以降は、事実を捻じ曲げ、詭弁を弄しているにすぎず、総体として事実に反すること を主張し自己保身にはしるだけの、極めて悪質性の高いものであることをはじめに指摘し ておく。

3 審査請求人の反論

(1) 初めに

中央公民館館長(処分者)によるチラシ配置拒否事件は、ひとり公民館に関わる配置拒否にと どまらず、同じ教育委員会管轄下の図書館、体育館、博物館の他、市役所秘書広報課が担当する ロビーチラシ展示スタンド、地域振興課の担当する市民センター、集会所、会館などにも同様に 及んだ。これらの場へのチラシ等の配置は、市役所業務のひとつとしてこれまでも行われてきた し、市民自身にとっても多くの人たちに周知するためには貴重な場であることは言を俟たない。

それゆえに、この度の中央公民館館長によるチラシ配置拒否という事態は、市民活動に大きな制約を与えるものであるとともに、表現の自由、思想良心の自由、集会結社の自由という基本的な人権を侵害する可能性の高いものであり、きわめて重大な出来事としてとらえている。

審査庁もそのような自覚をもって取り組んでもらいたいということを、はじめに申し述べてお く。 行政不服審査法はその第1条で定めているとおり、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く 行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」である。しかるに弁明書が審査請求 人に届くまで約2カ月もの長期の期間が経過している。年度代りという時期という事情があると しても、それを理由にすることは許されない。このペースで進められると、審査請求の結果が出 るまでに半年かかってしまうことにすらなりかねない。

これでは行政不服審査法の理念がいかされず、法のねらいである「行政不服審査制度では、(中略) おおむね裁判よりも短い期間で結論を得ることができます。」(政府広報オンライン) ということすら担保されないことになる。担当職においては、大いに反省し、改善をするよう強く望む。

(2)「裁判ごっこ」チラシについて

審査請求人(以下「被処分者」と表記する)は東大和市(東大和市議会)を被告として損害賠償請求訴訟を提訴している原告である。「裁判ごっこ」のチラシ(以下「当該チラシ」と略す)は、その裁判についての報告と問題点の話し合いのための集会を呼びかけるものである。

当該チラシは、裁判を起こさざるを得なくなった理由(市民の提出した陳情が、正当な理由もなく「議長預かり」として葬り去られたこと)を揶揄する意味で「裁判ごっこ」として表記したものである。日時を「公判日時」とし、場所を「法廷」としたのもその一環である。

そもそもタイトルに「裁判ごっこ」とあるのを見れば、その表記が「シャレ」「ギャグ」「ジョーク」「諧謔」の一種であろうことは疑いもない。しかも集会の内容についても触れている。そのうえ、コロナ対策についても公民館の要求とおり記載もしているのである。(添付証拠 1)

すなわち当該チラシ全体をみれば、「公判があるのか?」「法廷はどこにあるのか?」などという疑問は生じようもない。しかも「203 法廷」の後には、念のために「(学習室)」と記してもある。もし仮にそのような疑問を持つ人がいたとしても、当該チラシには連絡先が明記してある。処分者である館長が言うように「公民館の管理業務にも支障が生ずる」(弁明書 5 理由(以下、「同理由」と略す)(5) $4\sim5$ 行) などということはあり得ない。

(3) 法的な問題点

館長は、被処分者が「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」と主張している、と述べる(同理由(6)1~2行)が、これはためにする曲解である。以下、そのことのみに絞って述べる。

被処分者は館長に、チラシ内容の変更を要求する根拠を示すように求めたが、館長は「私の感覚ではこれがジョークには思えない」というのみで、公民館運営事務処理取扱基準(処分者提示の参考証拠書類)(以下「取扱基準」と略す)を示すことはなかった。取扱基準について無知だったのか、これを示せば館長の主張が根拠のないものであると知られるため、あえて伏せたのかは不明である。

今般、不服審査請求に対する弁明書で初めて取扱基準が示されたわけだが、ここには取扱基準 (6)を除けば、まことにもっともな内容が示されている。これはきわめて限定的に不許可の基準 をあげたものであり、((6)を除けば)社会的に誰もが同意できるものである。逆にいえば、これ 以外の基準で不許可とすることは不法な処分に他ならない。本事案の館長の処分はまさに「これ 以外の基準」に相当するものである。

取扱基準では、(1) については宗教活動そのものを不許可の対象としているわけではなく、布教、勧誘等について禁じているに過ぎない。(3) については政党、議員等の宣伝活動を禁じているのであって、政治活動そのものを不許可の対象としているわけではない。このようにきわめて抑制のきいた表現となっている。

これは当然のことである。「宗教」「政治」をその対象とすれば、際限なくその範囲が広がり、恣意的な解釈によって憲法に保障された思想及び良心の自由(19条)、信教の自由(20条)集会、結社、表現の自由(21条)を侵すことになるからである。

館長が被処分者の主張として、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」と述べていると先にも示したが、被処分者はそのようには主張していない。被処分者が「処分についての審査請求書」で記したことは以下のとおりである。

「商業目的や、政党活動、宗教活動に関わる案内でなければ、本来自由であるべきチラシの内容を個人的な感覚で判定し、」(「処分についての審査請求書」審査請求の趣旨及び理由(以下、「同審査請求書」と略す)2~3行)(傍点は、反論書筆者)

つまり、「政党」であり、「政治」ではない。これを引用したつもりになっている館長が「政治」と表現していることは、まさしく館長自身がそのように考えていることを示している。政治的なものであれば掲示物の掲示は不許可であるという思考回路を持っていることになる。そのような恣意的な判断基準でチラシの内容を判定する者が、取扱基準第7条にない理由を張り付けて、当該チラシの配置を拒否したことになる。さもありなんというべきである。このことについて、館長は法令違反であることを認識すべきである。

(4) 公民館職員の使命

社会教育の最前線ともいうべき公民館職員は、憲法を規範とする各種法令にのっとってその運営にあたるとともに、市民の権利と自由を擁護するという自覚をもって活動しているものと、被処分者は信じるものである。しかしなお一部には、そのような自覚のない者がいることも確かであり、真面目に社会教育活動に従事している多くの職員に負のイメージを与えているのは残念なことである。

館長は同理由(6)で、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館 長の関与が一切許されない」(1~2 行)と被処分者が主張していると述べているが、これも事実 に反し、自らの主張を正当化するための曲解である。

被処分者は「商業目的や、政党活動、宗教活動に関わる案内でなければ、本来自由であるべき

チラシの内容」(同審査請求書 2~3 行)と記したが、この段階では取扱基準は示されておらず、一般的に通用している規範を述べたに過ぎない。仮に取扱規約が示されていたとしても、取扱規約 7条(6)以外については納得できるものであり、「本来的に自由であり」と表記したが「一切許されない」などとの記載はしていない。

被処分者は対話自体を否定するものではない。公民館職員が(たとえそれが誤ったものであるとしても、である。そして、公民館利用者に同じことが言える)自らの判断を述べることは当然のことである。しかし、自らの判断を絶対のものとしてチラシの改変を要求し、改変をしないのであれば配置を拒否するということは、全く次元の異なるものとなる。このことは、法令に従ったものであればともかく、個人的な感覚や思想で対処されるべきことではない。

(5) あさましい思い

処分者である前中央公民館長 佐伯氏の今回の対応は、意見や判断を述べたにとどまらず、自らの主張のとおりに改変しないのであれば配置できないとまで言っている。これは「改変しろ」と言っているのに等しい。

さらに、「館長の指示通りに改変すれば配置するのか」という被処分者の問に対しては、「直されたものを見なければわからない」などと、恫喝とも受け取れる発言までしている。このような理屈は本来あり得ないことにある。以下説明する。

館長は、A を B にしなければ C を実行しないと主張をしている。それに対し、「A を B にすれば C を実行すると約束するのか」と聞くと、「いやそれは約束できない」と反論する。これは論理的な整合性から言ってもありえない。A を B にするのが前提なのだから、C の実行を約束できないということは論理的な矛盾である。通常であれば、このような矛盾した表現は成立しようがない。しかし、ある一定の条件のもとではあり得るのである。

すなわち、優位に立ったもの(多くの場合、小心者だ)が、おのれの力をこれ見よがしに顕示 しようという思いがあるとき、論理に関係なくこのような言葉を発しがちなのである。館長の場 合もこれにあたるのであろう。

似たような事例は他にもある。このような矛盾した言い回しと同時に、思いついたように館長が発した言葉がある。それは、「東大和中央公民館ではない、東大和市立中央公民館だよ、これも間違っている。」(傍点反論書筆者)と勝ち誇ったよう主張したのである。(さすがにこのことは配置拒否の理由にはしなかったが、)このようなことを世間では「あげ足をとる」という。まさしく品性を疑わせる発言である。つまり館長の主張はその程度のものなのである。

更に、これに付け加えて、次のようにあきれた事実も指摘しておかねばならない。このたび提出してきた弁論書の「5 理由」の(1)には、「東大和市中央公民館は教育委員会が管理する……」(傍点反論書筆者)と館長みずから記している。「東大和市立中央公民館」ではないのである。他の「東大和市立中央公民館」(傍点反論書筆者)という記載は、他の文書の記載を写したものであり、館長みずからによる記載は「立」という文字は入っていない。ことほど左様に館長の

主張は「言いがかり」「難くせ」「嫌がらせ」「あらさがし」のたぐいである。中央公民館の館長という責任ある立場の者が、おのれの言ったことを自らは履行しない、まことにあきれた人物としか言いようがない。

ではなぜ、その程度のことを理由として配置拒否を叫んだか。それは被処分者が東大和市を被告として損害賠償訴訟を提訴していることと無縁ではないだろう。意識してか、無意識のままかは知らぬが、本人にはすでにバイアスがかかっていた、あるいは先入観があった、または自分より力のあるものの顔色をうかがう卑しい心性がが背景にあったとしても不思議はない。これは本件発生の動機とも密接に関連し、象徴的な事態でもあるので、ここであえて指摘しておく。

また、館長はチラシ訂正要求を「修正をお願いしたに過ぎません」(同理由(7)3~4行)といっているが、改変しなければ配置しないというのは「お願い」とは言わない。これはまさに「指示」であり、「強制」である。また、「補正したとしても配置を約束するものではない」(同理由(7)5~6行)と言ったことに対し、「実際にどのような形で補正されるのか未確定である以上、配置を確約できないことを伝えたもので、いわば当然のことを発言したまでです」(同理由(7)6~8行)と言う。だが、これがおかしな発言であることはすでに述べたとおりである。

さらに「補正」という表現にも違和感を覚える。このことは以下の項で述べる。

(6) 表現の自由とは何か

処分者は、口では表現の自由を尊重する(同理由(8)2行)と言い、集会の自由を尊重するために日時と場所について「修正をお願いしたにすぎません」(同理由(7)4行)(傍点引用者)という。館長の修正要求は「お願い」レベルのものでないことはすでに述べた。

ここで「補正」について触れておく。上記個所と同理由(9)で2か所「修正」と記載しているが、他は全て「補正」と館長は表記し、多用している。

補正とは「補い正す」ことである。館長の要求したことは、「公判」と「法廷」を削除し、「ところ」(あるいは「場所」)と変更することである。これを「補正」と言えなくもないが、より正確には。「改変」「書き換え」「修正」「訂正」、または単に「削除」である。なぜ館長はこのような言いかえをしたか。それはことの重大性をより軽いものに見せようとしたからに他ならない(ここにも処分者のあさましい思いが表れている)。

表現の自由とは、正しく日時や場所を伝えることだけではない(当案件の場合は、館長の修正要求に応じなくとも、日時と場所が伝わらないことはあり得ないとすでに述べた)。表現媒体全体として何を伝えようとしているのか、どのような趣旨、いかなる意図・思いがそこにあるのかが表現の核心である。当該チラシの場合、(1)でも述べたが、裁判を起こさざるを得なくなった理由を揶揄する意味で「裁判ごっこ」として表現し、そのことでより関心を呼び覚まし、裁判に興味を持ってもらうことをねらっている。そのために、日時については「公判日時」とし、場所も「法廷」とした。その一方で、念のために「法廷」の後に「(学習室)」と付け加えてもいるのである。

そもそも冒頭で「裁判ごっこ」と銘打っている以上、このような表記で日時と場所を誤解するなどということは考えられない。館長の要求する書き換えは、表現者の意図・思いを改ざんし、無効にするものである。このことはまさしく表現の自由の侵害に値する暴挙である。しかも取扱基準にもない要求をしているのである。そのような不法な要求には基本的に従うことはできない。

(7) 卑劣な言い逃れ

同理由(6)~(11)につては館長の自己保身を目的とした悪質な言い逃れであり、事実を曲解し、詭弁にはしる、いわば自己中心的な小児的作文に過ぎない(仲間内の審査であるから、このようなものが通用すると考えたのであるとすれば、審査制度も舐められたものである)。以下にその理由を詳しく述べる。

当該チラシを中央公民館に持ち込んだ2月24日は、集会予定日(3月7日)まで2週間を切っていたため、これ以上市民への周知が遅れれば集会そのものが成り立たなくなる恐れもあった。 そのため、涙を呑んで館長の指示に従うことにした。このことは、基本的な人権を守るという被処分者の信念を折り曲げることであり、自己の存立を否定されるがごとき屈辱であった。

もちろん館長にもその旨は伝えた。「あなたの言っていることに、決して納得したわけではない。集会期限が迫っているので要求には従うが、このことは後日しかるべき対応をする。」このことは館長自身も十分に記憶しているはずである。館長が「審査請求人は館長の説明に不服があったようですが、」(同理由(9)1行)と表現しているその実態は、被処分者が上記で述べたとおりである。

しかるに館長は、このことを承知のうえで、「この一連の流れを見ると……理解するのが自然です。」(同理由(9)6~8行)と、まるで被処分者が館長の処分に対して納得し、すすんで文言を改変または削除したかのごとき弁明をしている。これは事実を自らの都合のいいように解釈し、おのれの保身をはかろうとするだけの見苦しい行為である。さらに重ねて「補正は求めたものの、拒否処分した認識はありません。」(同理由(10)1~2行)と言い、「24日(水)の拒否処分は存在しない」(同理由(10)1~2行)とまで言っている。

改変前のチラシ(添付証拠 1)が配置を拒否されたものである。中央公民館への提出日が 24 日。改変後のチラシ(添付証拠 2)は館長の指示に従って不本意ながら変えざるを得なくなったたものである。これを提出したのが翌 25 日。館長は添付証拠 2 のチラシを配置したのだから「拒否処分は存在しない」と主張しているが、拒否処分されたのはチラシ 1 である。チラシ 1 を 2 のように改変しないと配置しないと館長は言明したのであり、被処分者はそのことを理由として審査請求書を提出したのである。あったことを無かったことにする、そんなことが許されるはずもない。

館長に「処分した認識が」あろうとなかろうと(無かったとする方がむしろ不自然だが)、事実 は上記のとおりである。踏まれた足の痛みは被処分者が一番よく知っている。その屈辱と苦痛に 対する想像力が無くて、社会教育の最前線である公民館職員の職責は果たせないことを館長は認識しなければならない。

改めて言う、館長は「チラシの表記を改変(言葉とおりとすれば「訂正」ということになるのかもしれないが、被処分者は「訂正」とは呼びたくない。「訂正」とは「間違ったことを直す」ことであり、被処分者に間違っているという自覚はない。したがってこの場合、正確には「改変」である。)しなければ配置はできない」言明したのであり、それは明らかに有無を言わせぬ要求であった。

公民館利用者にこのような物言いをする館長には、基本的な人権を守るという、公民館職員として持つべき最低限の自覚がかけていると言わざるを得ない。

このような無自覚さは、弁明書の随所に見られる。チラシ配置拒否について、「むしろ配置を可能とするために一部の修正をお願いした」(同理由(7)3~4行)などと、本質を隠蔽し、善意を装ったソフトな物言いで自己弁護を図る、日時や場所の記載内容の改変を要求する際、「補正を求めたのは……むしろ集会の自由を尊重するものといえます」(同理由(8)6行)と、表現の自由を侵しておきながら、「集会の自由の尊重」などと、あたかも基本的な人権を守っている風を装い自己正当化を図る、いずれも卑しく、見狂しいふるまいである。

(8) 後日譚

当処分とは直接的な関係はないが、内容的には関連することなのであえて付け加える。

当該チラシ(添付証拠 1)が配置拒否されたのが2月24日、翌日25日に館長に改変を強要されたチラシ(添付証拠 2)を中央公民館に持参、さらに翌日の26日(金)には、「自由と人権NO.3」(添付証拠 3)の配置を依頼するため中央公民館に持ち込んだ。

この通信には改変前の当該チラシ(添付証拠 1)とほぼ同様のお知らせが書かれていた。館長からはまたしても、「これはだめだよ」と配置拒否通告された。通信の配布は一刻も猶予が成らないというわけではなかったので、更に交渉を続けることにした。

中央公民館長は、法令に基づかず、個人的な感覚で判断しているのだから、これ以上本人と話 しても無駄だと思い、そのように館長にも伝えた。そのうえで、「あなたの上司と話をしてくる。 誰が上司にあたるのか」と問うと社会教育部長だという。

すぐに教育委員会に出向き、社会教育部長と面談。中央公民館館長が不当にもチラシ配置拒否 した上に「自由と人権通信」の配置まで拒否している。これは表現の自由の侵害に当たるのでき ちんと対処せよと要求した。

3月2日まで調査するので時間が欲しいというので、しばらく待つことにした。3日後の3月2日に(市役所担当の配置場所も含め、)すべて配置するという返事があった。当たり前と言えばあたりまえのことだが、なにゆえにこのようなことまでしなければならないのかと思うと、怒りもわいてきた。

チラシと通信という形態は異なるが、同じ内容の集会のお知らせに対し、同一の組織体系にあ

る教育委員会社会教育部長と中央公民館長の判断がなぜ異なるのか、まずそのことが理解できない。社会教育部長の判断では、連絡先が示されており、もし問い合わせがあったとしても支障はないからだというのがその理由であった。連絡先の記載については、中央公民館に持ち込んだ時も同じように記載はされていたのである。

中央公民館長の上司である社会教育部長の判断が優先されることは言うまでもない。すると中 央公民館長の判断=処分は誤っていたことになる。すなわち、今般の処分自体は審査請求を待つこ となく、すでに不法不当であることが示されている。

これに反する審査結果が出るとすれば、それは市の判定基準が二重であることを自ら証明していることになる。「二重」とは、単に異なる基準が2つあるのではなく、かたや法に準拠した取扱基準通りの判定、そしてもう一方には恣意的な基準を持ち込んだ不法な判定である。どちらが館長のもので、どちらが社会教育部長のものかは明らかであろう。

(9) 最後に

「初めに」でも指摘したことだが、行政不服審査法は「簡易迅速かつ公正な手続」がなされてこそ、その役割を果たしたことになる。とりわけ通常の訴訟と比べ「迅速」が担保されなければこの法律を制定した意味がない。行政不服審査にあたる担当職員はこのことをしっかりと認識し、法の精神にのっとり、迅速な処理に努めるべきである。

今回、中央公民館館長(佐伯氏)の弁明書が送達されるまで、審査請求人が審査請求書を提出 してから約2カ月を要している。年度代わりとか事情は様々あるだろうが、「様々な事情」はいつ でもあり、それは理由にならない。これでは、処分者がサボタージュすれば法の形骸化も可能と いうことになってしまう。

しかも弁明書が被処分者に届いたのが4月23日、「反論書」の提出期限が5月12日、これではあべこべではないか。処分者に漫然と2カ月実の期間を与え、被処分者には1が月にもならぬ3週間程度で期限を設ける。とんでもない事である。処分者の弁明書提出期限を設けること、更にその期間は3週間以内とすべきことをはっきりと東大和市行政不服審査会条例に明記すべきである。

館長の弁明書提出が遅れたことに対し、審理員は督促などの処置を講じたのであろうか。漫然と提出まで待機していたとすれば、審理員という職責について自覚の有無が問われることになる。

上記3週間という期限は、被処分者に反論書の提出期限をその期間内と要求している以上、けして無理な要求ではないはずだ。さらに、「それまでに提出されないのであれば、弁明無しとみなす」などの条項を同条例に明記すべきである。今後は担当部署と協議してぜひとも改善していただきたい。

添付証拠

- 1 改変前「裁判ごっこ」チラシ
- 2 改変後「裁判ごっこ」チラシ
- 3 「自由と人権 NO3」